

## 八幡市貯水槽水道管理指導要領

### (目的)

第1条 この要領は、八幡市上水道給水条例第21条の2及び第21条の3の規定に基づき、飲料水の安全性を確保するため、貯水槽水道の適正な管理について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は次のとおりとする。

#### (1) 貯水槽水道

水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもの。簡易専用水道と小規模貯水槽水道に区分される。

#### (2) 簡易専用水道

水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。貯水槽水道のうち、受水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>を超えるもの。

#### (3) 小規模貯水槽水道

貯水槽水道のうち、有効容量が10m<sup>3</sup>以下の受水槽を有する給水設備。

#### (4) 設置者

貯水槽水道を所有する者、又は、維持管理の責任を有する者。

#### (5) 登録検査機関

法第34条の2第2項に規定に基づいて厚生労働大臣の登録を受けた検査機関。

#### (6) 水質検査機関

法第20条第3項の規定に基づいて厚生労働大臣の登録を受けた検査機関。

#### (7) 利用者

貯水槽水道から給水を受ける者。

### (管理及び水質検査等)

## 第3条

#### (1) 報告等

(ア) 貯水槽水道の設置者は、貯水槽水道による給水を開始しようとするときは、市長に報告しなければならない。（第1号様式）

(イ) 前号の規定により報告を行った者は、報告事項に変更を生じたとき、(第

2号様式、第3号様式)又は、当該貯水槽水道を休止及び廃止したときは、(第4号様式)速やかに市長に報告しなければならない。

(ウ) 設置者は、貯水槽水道使用開始前に市長が指定した水質検査を水質検査機関等で実施して、検査結果を市長に報告し、水質に異常が無いと認められなければ飲用に使用してはならない。

## (2) 管理及び水質検査

貯水槽水道により給水する場合、市の水質責任範囲は受水槽への注水口までとし、それ以降については設置者の責任とする。受水槽及び給水設備の維持管理を設置者の責任で行い、常に受水槽以降の保全に万全をはかること。

(ア) 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。

(イ) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

(ウ) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(厚生労働省令第101号)に掲げる事項のうち必要なものについて、厚生労働大臣の定める方法により水質検査を行うこと。

(エ) 毎年1回以上定期に、地方公共団体の機関又は検査機関による検査(以下、「定期検査」という。)を受けること。原則として、貯水槽水道に係る施設及びその管理の状態に関する検査、給水栓における水質の検査及び書類の整理等に関する検査を受けること。また、定期検査結果を市長に報告すること。

## (3) 汚染時の対応

(ア) 異常時の水質検査

第2項(ウ)の検査の結果、水道法に基づく水質基準値を超える汚染が判明した場合には、市長へ報告すること。

(イ) 水道事故(給水停止)、危険周知措置等

供給する水が、人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知するとともに市長へ報告し指示を受けること。(第5号様式)

(ウ) 原因調査等

汚染原因の調査及び原因の除去に必要な措置を講じること。

## (4) 帳簿書類等の備付け及び保存年限

設置者は、別表の中欄に掲げる帳簿書類等を備え、当該右欄に掲げる期間保存すること。

(指導)

#### 第4条

##### (1) 指導

市長は、設置者に対し次に掲げる指導を行うものとする。

- (ア) 設置者、登録検査機関等の協力を得て、対象施設の管理状況の把握に努め、検査結果等に基づく指導
- (イ) 定期検査の受検に関する指導
- (ウ) 未報告設置者に対する報告等の指導
- (エ) その他貯水槽水道の維持管理のために必要な事項

##### (2) 立入検査

市長は、設置者から貯水槽水道に関する事故の報告を受けたとき、定期検査の結果、衛生上問題があると認められる場合その他貯水槽水道の適正な管理を確保するために必要があると認めるときは、施設の立入検査を行うものとする。

##### (3) 簡易専用水道に関する指示等

市長は、貯水槽水道のうち簡易専用水道については法の定めにより次のとおり指示等を行うことができる。

- (ア) 簡易専用水道の管理が厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を取るべき旨を指示することができる。
- (イ) 簡易専用水道の設置者が、前号の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。

#### 附則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 八幡市簡易専用水道管理運営指導要領（平成12年4月1日制定）は、廃止する。

## 別表

1	貯水槽水道設置報告書（建築物の位置図、受水槽、高置水槽の配置図及び構造図、受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図を含む）	永年
2	給水設備の系統図	永年
3	管理状況の定期検査に関する記録	3年
4	水槽の清掃に関する記録	3年
5	点検・整備の記録	3年
6	水質検査結果の記録	3年
7	給水停止措置の記録	3年
8	給水の水質に関する事故の記録	3年